

令和3年第2回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和3年2月10日 開会

令和3年2月10日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和3年第2回新十津川町議会臨時会

令和3年2月10日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第4 議案第2号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第12号）
- 第5 議案第3号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中畑晃君

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。ただ今から、令和3年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今、出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、村井利行君。3番、進藤久美子君。両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただ今上程いただきました報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

次のページをお開き願います。

専決第1号、専決処分書。

車両事故による損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決月日、令和3年2月2日。



般会計補正予算第12号につきまして、内容をご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額3,475万5千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で緊急経済対策事業3,426万4千円と、消防の感染症対策負担金49万1千円に充当されるものでございます。計16億4,847万円。

19款、繰入金。補正額5,030万7千円。これは、財政調整基金からの繰入金でございます。計8億4,340万5千円。

20款、繰越金。補正額4,349万1千円。これは、前年度繰越金でございます。計1億1,000万円。

歳入合計、補正額1億2,855万3千円、計102億1,247万6千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額1,660万円。計28億8,591万2千円。財源内訳は一般財源1,660万円。

6款、農林水産業費。補正額562万5千円。計9億3,818万5千円。財源内訳は一般財源562万5千円。

7款、商工費。補正額3,583万7千円。計3億6,075万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で3,426万4千円、一般財源157万3千円。

8款、土木費。補正額7,000万円。計9億5,942万2千円。財源内訳は一般財源7,000万円。

9款、消防費。補正額49万1千円。計4億7,275万6千円。財源内訳は特定財源、国道支出金49万1千円。

歳出合計、補正額1億2,855万3千円。計102億1,247万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,475万5千円、一般財源9,379万8千円。

次に、歳出補正の内容についてご説明を申し上げます。20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項5目企画費。補正額1,660万円、計5億6,117万4千円。財源内訳は一般財源1,660万円。内容を申し上げます。事業番号9番、定住促進対策事業1,660万円。これは、本年度新築住宅の取得が当初見込みよりも多く、年度内の補助見込を勘案して不足する分を追加補正するものでございます。

また、対象世帯の子供の数も当初見込みよりも増える見込みであり、子供8人分の商品券代を補正予算計上するものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額562万5千円、計4億1,549万5千円。財源内訳は一般財源562万5千円。内容を申し上げます。事業番号4番、次世代農業推進支援事業562万5千円。これは、国の経営継続補助金の2次募集がございまして、これに申請し、採択された農業者に対し、町の補助金も交付する経費を補正計上するものでございます。

補助対象機械といたしましては、GPS機能付田植機4台と農業散布用ドローン9台を見込んでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額3,583万7千円、計2億1,313万6千円。財源内訳は特定財源、国道支出金3,426万4千円、一般財源157万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号5番、企業振興促進事業157万3千円。これは、当初予算に不足が生じる見込みであることから、この企業振興促進事業に対し補正計上するものでございます。

次、事業番号11番、緊急経済対策事業3,426万4千円。これは、新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊施設及び年末年始の売上が大幅に落ち込んだ飲食業、そして、宿泊業や飲食業と取引がある事業者におきましては、その経営に甚大な影響を受けているところでございます。この状況を鑑み、新十津川町商工会では経営の持続化及び安定化を促すための支援を行いたいといたしまして、町の方に要望があったところでございます。

町といたしましても、経営の安定化は不可欠であるというふうに勘案いたしまして、商工会に対して補助金を交付することとし、これを補正計上するものでございます。

その大まかな内訳といたしましては、宿泊業分で1,558万7千円、飲食業分で1,087万7千円、宿泊業、飲食業との取引事業者分で750万円、その他、商工会事務経費分で30万円でございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額7,000万円、計3億489万8千円。財源内訳、一般財源7,000万円。内容を申し上げます。事業番号5番、冬期除排雪事業7,000万円。これは、今年度の大雪により除排雪費の不足が見込まれるため、不足分を増額補正計上するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

9款1項1目消防総務費。補正額49万1千円、計1億7,316万2千円。財源内訳は特定財源、国道支出金49万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号2番、滝川地区広域消防事務組合感染症対策負担金49万1千円。これは、消防隊員が口と鼻を覆って装着する空気呼吸器と面体、そして、拡声器につきましては、現在、一部共用して使用をしているところでございます。コロナ感染リスクを回避すべく、これらを隊員の人数分整備することとして、その経費につきまして滝川地区広域消防事務組合に負担金分として補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算第12号の内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入りますが、質疑の際、補正予算書のページを言って質問していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

質疑はございますか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 20ページをお願いいたします。総務費、企画費の定住促進対策事業についてお伺いいたします。

実績を伺うものでございますが、新規住宅の建設並びに中古住宅の購入の実績数をお願いいたします。

それから併せまして、新規事業でありました近居加算につきましても、当初見込みでは18世帯見込んでおられましたが、この実績数についてもお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の7番議員の質問にお答えを申し上げます。

新築、中古住宅の実績ということでございますが、当初予算、新築住宅27戸、中古住宅8戸、計35戸の予算計上をさせていただいておりました。

実績の見込みといたしましては、新築住宅が39戸で12戸の増、中古住宅は3戸の見込みで5戸の減、合計しますと、新築、中古合せました見込みで42戸、比較で7戸の増というようなことになってございます。

参考までに、転入されたお子様の数、これも50人分報償費をみてございましたが、最終的な見込み、現在のところ58名の見込みということで8名の増。

次に、近居助成の件でございますが、当初予算は18戸計上してございましたが、最終的には23戸の見込みになろうかというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 25ページの緊急経済対策事業の11番、今回、商工会からの要請ということで、コロナ関係で直接的に影響を受けている業種への補正措置ということで、本当に大変な中、町の方も事業者に対する支援ということで、本当に有難いなと思っております。是非、こういうことを新十津川の産業をやっぱり底支えするためには、こういう具合に助けていかなきゃいけないということに非常に私も賛成する者でございます。

そこで、具体的に三つの助成対象が分かれて、それぞれで出すということなんですけども、その辺もうちょっと細分化して伺いたいのは、委員会資料の中にあります2ページですか、ここに取引業者というのは明らかに分かるのですが、宿泊事業者の支援と飲食事業者の支援ということで、飲食を主としているのは分かるのですが、宿泊事業者というのはバンケットもやってるんで、通常の宿泊、それからバンケットという二つあるのですが、その場合に、宿泊の業務で助成をカウントして、あるいはそのバンケット部分の目減り分を、いわゆる宴会費ですね、そういう部分を今度は飲食事業者の支援で見るのか、その辺の細かい区分けについてどういう助成の方法を考えているのか、その辺ちょっと伺いたいのですが。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 10番議員の質疑にお答えさせていただきます。

特に宿泊事業者、3事業者につきましては、宿泊部門では、実際は各それぞれの施設の客単価の実績に応じまして、利益率それから食材やリネンにかかります経費などの流動的な経費を差し引いた金額、これを補助単価、補助金の単価としまして、4月から7月までと、11月から1月までの計7か月間の客足が落ち込んだ人数を掛けて補助金の方を算定します。

これが一つと、二つ目にグリーンパーク、サンヒルズ・サライ、そして、ピンネ荘にお

きましては、宿泊以外の宴会、飲食の部門もございまして、こちらにつきましても、宿泊施設同様に売り上げ減少額から利益率、そして、食材費などの流動的な一定経費を差し引きまして補助金を算出すると、その2段階において算出して合計額を補助金として支出するというような流れになります。以上です。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 重ねて、今度お願いになるのですけれども、今日、もしこれが可決ということになりますと、商工会の方にも、是非、こういうことについて事業者に対して積極的にこういう内容のことを町の方としても通知をして、積極的に事業者に対して申請してもらえようような手続きを、町としても指導お願いしたいなということで、私の方はそれで終わります。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） 27ページ、冬期除排雪の関係で、今年は平年よりも大雪だという中で、地域によっては平年の倍くらいの降雪だというところがありますけれども、そういった中で今回の除排雪の増額というのは、主にこれからの排雪作業、そういったものが主なものかなというふうに思うのですけれども、平成29年でしたか、排雪に必要な運搬のダンプが建設業界の低迷、その他で不足しているというようなことがあって、なかなか思うように排雪作業が進まないということがありましたけれども、現状の中では排雪に必要なダンプというのは確保できているのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、8番議員のご質問にお答えをいたします。

29年当時は、ダンプの台数等々については、おっしゃられたとおりちょっと少なかったということなのですが、それらを教訓といたしまして、今年に限りましては、ダンプについては確保できております。

ただ、聞くところによりますと、誘導員の関係が結構引き合いが多いらしくって、うちは大丈夫なのですが、そういったことの懸念材料としては、また新たに出てきております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。



本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第12号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第3号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第3号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
提案理由でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

内容を説明申し上げます。

今回の改正につきましては、附則第3項中の新型コロナウイルス感染症の定義の文言を改めるもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、2月13日に施行されることに伴い改正するものでございます。

なお、本条例は、所得制限の撤廃、夫婦の定義を法律婚から事実婚への適用の拡大などの改正が予定されておりますが、北海道条例の改正が未だされておられませんので、された後において、3月定例会に上程もすることも申し添えさせていただきたいと思っております。

議案の方にお戻りいただきたいと思っております。

先ほど説明したとおり、附則におきまして、この条例は、令和3年2月13日から施行をするものでございます。

以上、議案第3号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての提案理由及び内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員